

五島育英発 2020 第 141 号
令和 2 年 12 月 23 日

原子力規制委員会 殿

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 7 号
名 称 学校法人 五島育英会
代表者氏名 理事長 高橋 達

原子炉施設の廃止措置計画の変更認可申請の一部補正について

令和 2 年 8 月 26 日付、五島育英発 2020 第 83 号をもって、核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 2 第 3 項の規定に基づき申請いたしました東京都市大学原子力研究所に係る廃止措置計画の変更認可について、下記の通り一部補正いたします。

記

東京都市大学原子力研究所に係る廃止措置計画の変更認可申請を別添のとおり補正する。

別添

別紙 廃止措置計画の変更認可申請の一部補正

表 7 性能維持施設の構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間

施設区分	設備	該当品目	構造※)	維持すべき性能	維持すべき期間
原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい性能	保管中の機器を搬出するまで
	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔 ・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ ・排気モニタ ・野外αモニタ	原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの通過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口の廃棄率：616m ³ /min。 運行の従業者が作業を行うため、放射線の放出を抑制するために、屋内管理用の設備として携帯用放射線検出器を備えている。 放射線の線量率を個人モニタ、野外αモニタで測定し、排気モニタで監視する。	放射線遮へい性能 気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで
放射線管理施設	屋内管理用設備	・排気モニタ	屋内管理用の設備：放射線測定機器として携帯用放射線検出器	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで
	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外αモニタ	屋外管理用の設備：排気モニタ、野外αモニタ	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで
原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室の形状：面積471.4m ² 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に真空構造ではない。 常用換気系：給気ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行う。給気ファン1台、排気ファン1台	原子炉室を大気圧以下に維持する能力 固体廃棄物を保管	管理区域の解除まで

※) 構造は、表1の東京都立大学原子力研究所の原子炉設置許可と変更許可の経緯に示した原子炉設置変更許可書の通りであるが、ここにはその概要を記載する。

表 7 性能維持施設の位置・構造及び設備並びにその性能を維持すべき期間

施設区分	設備	該当品目	位置・構造※)	維持すべき性能	性能	維持すべき期間
原子炉本体	水平実験孔	・Bホール	原子炉室の孔数は4(Bホールはその内の一つ)であり、内径15cm(最深部)、20cm(入口)	放射線遮へい性能	放射線遮へいの防止に影響するような外観に設置のない状態であること	保管中の機器を搬出するまで
	放射性廃棄物の廃棄施設	・フィルタ ・送風機 ・排風機 ・排気塔 ・携帯用サーベイメータ ・個人モニタ ・排気モニタ ・野外αモニタ	送風機室(送風機) 排風機室(フィルタ、排風機、排気塔) 原子炉室、その他の汚染の恐れがある空気は、各室の吸出口より水封ダンプを通り、フィルタにより除去された後、排風機によって排気塔より大気中に放出される。排気口は、本館排風機室にあり、その高さは地上約22.5mである。フィルタの通過効率：99.9%、換気(炉室)：3回時、排気口の廃棄率：616m ³ /min。 運行の従業者が作業を行うため、放射線の放出を抑制するために、屋内管理用の設備として携帯用放射線検出器を備えている。 放射線の線量率を個人モニタ、野外αモニタで測定し、排気モニタで監視する。	放射線遮へい性能 気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで	放射線遮へいの防止に影響するような外観に設置のない状態であること 気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで
放射線管理施設	屋内管理用設備	・排気モニタ	屋内管理用の設備：放射線測定機器として携帯用放射線検出器	放射線モニタとしての性能	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで
	屋外管理用設備	・排気モニタ ・野外αモニタ	屋外管理用の設備：排気モニタ、野外αモニタ	放射線モニタとしての性能	放射線モニタとしての性能	管理区域の解除まで
原子炉格納施設	格納施設	・原子炉室	原子炉室(原子炉室) 原子炉室の形状：面積471.4m ² 、直径：24.5m、中央屋根高さ16.0m 壁及び屋根：壁 厚さ18m鉄筋コンクリート、屋根 アルミ板張り 設計圧力及び設計温度並びに漏えい率：常温、大気圧で使用、特に真空構造ではない。 常用換気系：給気ファン及び排気ファンにより、原子炉室高出力運転中は原子炉室内の換気を行う。給気ファン1台、排気ファン1台	放射線モニタとしての性能 気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで	放射線モニタとしての性能 気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで	気体廃棄物の廃棄対象とする施設の除去が終了するまで

※) 構造は、表1の東京都立大学原子力研究所の原子炉設置許可と変更許可の経緯に示した原子炉設置変更許可書の通りであるが、ここにはその概要を記載する。

補正の理由

表題に「位置・」、「維持すべき機能と」を追加

表の行見出しに、「位置・」、「性能」を追加し、「維持すべき性能」を「維持すべき機能」に変更

上記の変更後、表の行見出し「位置・構造」の2段目以降に、位置を追加し、合わせて「維持すべき機能」、「性能」に合う内容を記載

別紙（続き） 廃止措置計画の変更認可申請の添付書類 8 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書を以下の通り補正する。
 （補正前、補正後の補正箇所は二重下線で示す。）

頁	行	補正前	補正後	補正の理由
1	10	東京都市大学原子力研究所（以下、「原子力研究所」……	<u>東京都市大学原子力研究所</u> （以下「原子力研究所」……	記載の適正化
3	14	(3)品質マネジメントシステム……内部監査 <u>実</u> <u>子</u> 報告書	(3)品質マネジメントシステム……内部監査 <u>実</u> <u>施</u> 報告書	記載の適正化
4	11 ～ 14	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証する。 <u>このため、次の事項を原子力研究所所長（以下「所長」という。）に行わせる。</u>	理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施並びにその有効性を継続的に改善していることを実証するため、次の事項を行 <u>う</u> 。	規則の要求事項に基づく見直し
4	27 ～ 29	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事項によって損なわれないように <u>することを所長に行わせる。</u>	理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにする。	規則の要求事項に基づく見直し
4	31 ～32	理事長は、 <u>所長に</u> 次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持するものを含む。）を設定 <u>させる</u> 。	理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針（安全文化を育成し維持する活動の方針を含む。）を設定 <u>する</u> 。	規則の要求事項に基づく見直し
5	28 ～ 30	理事長は、 <u>所長に</u> 保安に関する組織の責任及び権限を明確に <u>させる</u> 。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係す	理事長は、保安に関する組織の責任及び権限を明確に <u>する</u> 。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順を定めさせ、関係する要員が	規則の要求事項に基づく見直し

		る要員が責任を持って業務を遂行できるように <u>させる</u> 。	責任を持って業務を遂行できるように <u>する</u> 。	
5 ～6	32 ～1	(1)理事長は、 <u>所長</u> に品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命 <u>させる</u> 。	(1)理事長は、品質マネジメントシステムを管理、維持等の職務を実施する責任者（以下「品質マネジメント管理責任者」という。）を任命 <u>する</u> 。	規則の要求事項に基づく見直し
6	6 ～8	<u>b)</u> 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、 <u>所長</u> に報告する。	b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、 <u>理事長</u> に報告する。	記載の適正化 規則の要求事項に基づく見直し
6	9	<u>c)</u> 健全な安全文化を育成し、及び維持することに……	c)健全な安全文化を育成し、及び維持することに……	記載の適正化
6	13 ～ 16	(1)理事長は、 <u>所長</u> に管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与え <u>させる</u> 。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与え <u>させる</u> 。	(1)理事長は、管理者が所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、当該プロセスにおいて、次に示す責任及び権限を与える。	規則の要求事項に基づく見直し
7	2 ～ 4	理事長は、 <u>所長</u> に原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているように <u>させる</u> とともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるように <u>させる</u> 。	理事長は、原子力研究所内の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているように <u>すると</u> ともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるように <u>する</u> 。	記載の適正化 規則の要求事項に基づく見直し
7	7 ～	理事長は、 <u>所長</u> に品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得	理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安	規則の要求事項に基づく見直し

	9	て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施させる。	活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。	
7 ～ 8	31 ～ 1	(1)理事長は、 <u>所長</u> にマネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含めさせ、必要な改善を指示させる。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。	(1)理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、必要な改善を指示する。マネジメントレビューのアウトプットとして、マネジメントレビュー記録を使用する。	規則の要求事項に基づく見直し
10	6 ～ 7	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。	(3)保安管理組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けて取られた処置の記録を作成し、管理する。	記載の適正化
16	12	せる。内部監査には、内部監査実施計画書、内部監査実子報告書を使用する。	せる。内部監査には、内部監査実施計画書、内部監査実施報告書を使用する。	記載の適正化
21	図1	品質保証責任者 監査チーム* ¹ 事務室長* ² 原子炉施設管理室長* ³	品質マネジメント管理責任者 監査チーム* 事務室長 原子炉施設管理室長	記載の適正化
21	図下の 1～10	* <u>1</u> 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。 * <u>2</u> 事務室長は、次の業務を行う。 <u>(1)原子炉施設の警備</u> <u>(2)研究所外との連絡窓口</u> <u>(3)購買 (原子炉施設の整備及び改修に</u>	* 監査チームは、内部監査時に随時設置する。なお、監査チーム員は期初に任命しておくこともできる。	図1の記載の適正化に基づく、注釈の適正化

		<p><u>関することを含む。)</u></p> <p><u>* 3 原子炉施設管理室長は、次の業務を行う。</u></p> <p><u>(1)原子炉施設の運転保守（廃止措置計画に係る業務を含む。)</u></p> <p><u>(2)放射線管理</u></p> <p><u>(3)放射性廃棄物の管理</u></p>		
28	(2) 教育の 内容 5	「品質保証活動に必要な文書及び記録」は、以下を満たすものとする。	「品質 <u>マネジメントシステム</u> の文書及び記録」は、以下を満たすものとする。	記載の適正化